

○3 番（森英樹君）

3 番、森英樹です。

今回の私の一般質問でございますけれども、ハザードマップの活用と、高齢者に配慮した防災情報などについて質問させていただきます。

今年の 4 月に全戸配布されました改訂版ハザードマップは、過去の災害写真も掲載され、津波、洪水、高潮、土砂災害、ため池、液状化など、地域ごとの危険箇所が確認できる、いろんな情報が満載されている大変有用な資料だと考えています。

6 月に入り、台風も接近してき、町内で被害も出ております。災害に対する意識を高めることが必要だと感じております。その災害から命を守るためには、ハザードマップを配布するだけでなく、住民一人一人が地域の危険性を理解し、実際の避難行動につなげていくことが重要だと思っております。

そこで何点かお伺いいたします。

まず、今回の改訂版ハザードマップは、前回版と比較してどのような点が見直されていたのでしょうか。

同時に、災害時には、いろんな警報が出てきます。大雨警報、台風情報、また避難とか、避難指示とか、さまざまな防災気象情報が発表されます。町として、これらの防災気象情報と、ハザードマップを今後どのように、住民の避難行動へつなげていくお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

森議員のご質問にお答えいたします。

本町では、町民の皆さまに地域の災害リスクを正しく理解していただき、防災意識の向上と、いざという時の避難行動につなげていただくことを目的として、本年 4 月に新たな総合ハザードマップを全戸配布いたしました。

前回版との主な見直し点といたしましては、まず、用紙サイズが A2 版片面から A1 版両面に替わり、情報掲載が多くなりました。

表面には、町の特徴と町民自らが災害にあわせて的確な避難行動をとるために必要な、災害に関する情報及び共通事項を掲載し、家庭での備えや非常持出品、情報収集の方法など、平時から取り組んでいただきたい内容についても掲載しております。

裏面には、災害リスクを 2 つに分けて、上段に津波・ため池、下段に洪水・高潮・土砂災害のハザードマップを表示し、避難所や避難場所を分かりやすく明示して避難経路を確認しやすくしております。

町といたしましては、これらの情報を単に伝達するだけではなく、住民一人一

人が「自分の住んでいるところはどんな災害の危険性が高いのか」、総合ハザードマップで自宅や地域の危険性をあらかじめ確認し、「どの情報が出たら、誰が、どこへ、どのタイミングで避難するのか」を事前に考えていただくことが重要であると考えております。

そのため、昨年から実施しています「逃げ道地図」作成の防災ワークショップを今年度も引き続き開催したいと考えております。このワークショップで総合ハザードマップの見方、避難所の確認、自宅周辺の危険箇所の把握、避難のタイミングなどについて、わかりやすく説明してまいります。

町といたしましては、総合ハザードマップを「配布して終わり」とするのではなく、住民の皆さまが命を守るための具体的な避難行動を考えるための基礎資料として、継続的に活用を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

先ほどの答弁で、防災ワークショップを町内各々行っているということで、その中で各地区の認識を持って避難を行うというような考え方だと思います。

災害時には、ハザードマップを見るだけでなく、その時々に表示される防災気象情報を正しく理解し、行動することが重要となるかと思います。

近年は、線状降水帯情報や土砂災害警報情報、また避難レベルがありまして、避難レベル 3 で高齢者避難、これは 6 月 2 日に県内、東かがわが初めて、この新警報に基づいて、警報レベル 3 を出して、避難所を開設したというふうにも出ております。いろんな避難指示などの防災気象情報も多様化しております。町としてこういった防災気象情報とハザードマップを、どのように結びつけて、住民に周知していくお考えなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

森議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、防災気象情報が先月から大きく変わりました。注意報や警報などの発令とともに、1 から 5 まで 5 段階の警戒レベルが示されることになり、危険度や避難行動の目安とするよう改善されました。

町といたしましては、総合ハザードマップを活用しながら、例えば、土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨警報や土砂災害警戒情報の発令やその警戒レベルに特に注意し、早めの避難を検討していただくこと、また洪水浸水想定区域にお住まいの方は、河川の水位や河川氾濫情報に特に注意していただくことな

ど、地域の災害リスクと発表される情報を結び付けて周知してまいります。

さらに、住民の皆さまには、平時から総合ハザードマップで自宅や職場、通学路、避難先の危険性を確認していただくとともに、気象情報や避難情報が発表された際には、「自分の地域にどのような危険があるのか」を踏まえて行動していただくよう、分かりやすい啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

3 番 森英樹君。

○3 番（森英樹君）

今、課長おっしゃられたような形でいろんな情報を受け取るんですが、けれども、防災情報が発信されても、高齢者の中には、情報の理解、また避難行動に不安を感じている方もおられるかと思えます。

今回のハザードマップは内容が充実している一方で、「文字が小さい」、「情報量が多すぎて、どこをどう見たらいいのかわからない」というような声も聞かれています。わが町の高齢化率も高い中、高齢者にもわかりやすい防災情報伝達について、町はどのように考えているのか、お聞かせ願います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

森議員のご質問にお答えいたします。

総合ハザードマップにつきましては、限られた紙面の中で、複数の災害リスクや避難所情報、日頃の備えなどを掲載していることから、情報量が多くなり、文字や地図が見づらいつ感じられる方がいらっしゃることは承知しております。

特に、本町においては高齢化が進んでおり、高齢者の方にも必要な防災情報が確実に伝わるようにすることが重要でございます。

そのため、町といたしましては、総合ハザードマップそのものの周知に加え、広報誌、防災行政無線、町ホームページ、スマホ土庄町役場などの手段も活用しながら、確実な情報発信に努めてまいります。

しかしながら、高齢者の方の中には、インターネットやスマートフォンによる情報取得が難しい方もおられますので、地域の声かけや見守り体制の充実が不可欠でございます。今後、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会などとも連携し、高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者などに対し、地域の中で声かけや確認が行われる体制づくりにも努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

情報の入手というのは高齢者や障害の有無などにより、非常に難しい方もおられるかと思います。地域の中での、先ほど課長の答弁でありましたように、声かけや見守り体制ができていれば、そういう方にとっていざというときに、安心、安全につながるかと思っております。

しかし、それにはまず地域の中で、どういう方が、どういう支援を必要にしているか、ということを事前に把握していることが必要ではないかと思っております。

その把握するための仕組みの 1 つとして、自治体に作成が義務づけられている「避難行動要支援者名簿」というのがあります。その避難行動要支援者名簿の整備状況と、自治会、また民生委員、自主防災組織などの地域関係者との情報共有についての現状をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 渡辺志保君。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

森議員のご質問にお答えいたします。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法に基づき、災害発生時に特に支援を要する方の情報を把握し、円滑かつ迅速な避難支援につなげるため整備をしているものです。

本町において、避難行動要支援者として名簿に登録できる方は、①介護保険の要介護認定が 3 から 5 の方、②身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの方、③75 歳以上の一人暮らし高齢者、④75 歳以上のみで構成される世帯の高齢者、⑤その他災害時に避難情報の入手、判断または避難行動を自ら行うことが困難で本人が希望する方、以上 5 つのいずれかの要件に該当する方でございます。

登録については本人の申請に基づく、いわゆる手上げ方式により、各地区の民生委員を通じて申請を受け付けており、令和 8 年 4 月 1 日現在の名簿登録者は 181 名です。

また、申請書と併せて、身体状況、かかりつけ医、緊急時の連絡先、避難支援者などの情報を記載した「個別避難計画書」も提出いただき、これらの情報を名簿情報として管理しております。

名簿情報の共有については、申請時に本人から同意をいただいた上で、自治会、民生委員、警察など避難支援に関係する団体や関係者に提供しております。これにより、平常時における避難行動要支援者の把握や見守り、災害時における安否確認や避難支援に活用していただくこととしております。

今後も、個人情報の適切な管理に留意しつつ、地域関係者との連携を深め、災

害時の安否確認や避難支援に必要な体制の充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

その要支援者名簿、個人の同意がいったというような話で、個人のプライバシーが非常に載っている情報だということを認識しました。

先ほど、支援者名簿 181 名となっておりますけれども、この避難行動要支援者名簿に情報を載せていれば必ず避難支援が受けられるのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

渡辺課長。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

森議員の再質問にお答えいたします。

避難行動要支援者名簿への登録は、災害時の避難支援につなげるためのものですが、大規模災害時には、公的支援が行き届かない場合や支援者自身も被災する場合があります。このため、必ずしも確実な避難支援をお約束するものでないことを、登録者の皆さまにもご理解いただく必要がございます。

個別避難計画で支援者を定めている場合でも、特定の方だけに頼るのではなく、日頃から地域で声をかけ合い、共助による避難支援体制づくりを進めていただくことが重要であると考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

先ほどから避難行動要支援者名簿に付随してですね、個別避難計画ということが出てきますけれども、個々の詳細な状況を記載したものだということで、これらの情報は、避難支援を行う上で大変重要なことだと思います。

この個別避難計画書は、すべての申請者に作成されているのでしょうか。

また、現在の作成状況、また作成日等、また今後取り組み等わかればお伺いしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

渡辺課長。

○健康福祉課長（渡辺志保君）

令和 8 年 4 月 1 日現在の名簿登録者 181 名のうち 139 名が作成済みで、作成率は 77%となっております。登録申請をいただいた方の多くは個別避難計画が作成されている状況ですが、すべての申請者について作成が完了しているものではございません。また、作成されていても、一層、充実させる必要があるもの

もごさいます。

森議員ご指摘のとおり、個別避難計画は、避難支援を行う上で必要な情報を整理する重要なものであり、引き続き作成率の向上に努めていかなければなりません。

その上で、個別避難計画の作成を進めるためには、まず名簿に登録していただくことが前提となります。本町において、名簿登録の要件を満たす方は、最大で約 2800 名いらっしゃると思いますが、登録者は 181 名にとどまっております。このため、制度の周知をさらに進め、対象となる方に制度の趣旨をご理解いただきながら登録につなげていくことが重要であると考えております。

町といたしましては、これまでも広報誌やホームページによる周知を行うとともに、ケアマネジャーを通じた申請勧奨や各地区で開催する防災ワークショップでの制度説明などに取り組んでまいりました。

また、個人情報や地域の支援関係者へ提供することに不安を感じられ、登録に至らないケースや、避難支援者の確保が難しいことなどにより、個別避難計画の一部項目が作成できないケースもごさいます。こうした課題に対しては、制度の趣旨や個人情報の取扱いについて丁寧に説明し、理解促進を図るとともに、自治会、自主防災組織、民生委員、福祉関係者など地域の関係者との連携を深めてまいりたいと考えております。

引き続き、個別避難計画の作成率向上と名簿登録者の増加に取り組み、災害時に実効性のある避難支援につながるよう取り組んでまいります。

また、議員各位におかれましても、避難行動要支援者名簿の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でごさいます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

個別避難計画については、もう個人がプライベートを承知して、出すというところで、人数的に非常にまだ少ないと、高齢化率の割には少ないんじゃないかと思えますけども、行政だけの取り組みじゃなしに、地域全体で取り組んでいくべきものだと思います。

最後にハザードマップに戻りますが、今回のマップは地区ごとに作成され、それぞれ異なる災害リスクを掲示しております。

冒頭に地区別でワークショップしているというような話を聞きましたけども、自治会、自主防衛組織、防災訓練など地域災害に対してどのように活用していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

森議員のご質問にお答えいたします。

今回の総合ハザードマップは、地区ごとに災害リスクを確認できるようにしており、地域防災力を高めるうえで重要な資料であると考えております。

災害リスクは地区によって異なりますので、例えば、沿岸部では津波や高潮への備えが重要となり、河川沿いでは洪水や内水氾濫への注意が必要となります。また、山沿いや斜面地では土砂災害への警戒が必要であり、ため池の下流域では、ため池決壊時の浸水リスクを確認しておくことが重要でございます。

町といたしましては、自治会や自主防災組織において、今回の総合ハザードマップを積極的に活用していただき、地域の危険箇所の確認、危険場所や避難経路の確認、避難に時間を要する方への声かけ体制の確認、避難時に危険となる道路や橋、低地などの確認に活用していただくことを想定しております。

また、町職員による出前講座や地域防災説明会等において、地域ごとの災害リスクを住民の皆さまと一緒に確認し、地域の実情に応じた避難行動を考える機会を設けてまいりたいと考えています。

防災は行政だけで完結するものではなく、自助、共助、公助が一体となって取り組むことが重要でございます。

町といたしましては、今回の総合ハザードマップを地域防災の共通資料として活用し、自治会、自主防災組織、民生委員、消防団、関係機関と連携しながら、住民一人一人の避難行動につながる取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○3 番（森英樹君）

今、課長がおっしゃるよく理解できます。重要なのは、住民が地域の危険性を理解し、防災気象情報を正しく受け取り、適切な行動につなげることだと思います。

先ほど健康福祉課の渡辺課長がおっしゃったように、高齢者、避難行動要支援者、各名簿等の登録、個別避難計画の策定が地域の支え合いがなければできない問題だと思います。町民の命を守るために、いろいろ町の方も政策を行っておりますけども、この 6 月議会において、職員の防災士資格を取得していく施策を予算計上されておりますけども、これも防災に対する町の姿勢が垣間見ることができるかと思っております。

その知識を得た防災に関する知識ですね、職員が町民に広く伝え、町全体が防災意識の高い町になることを、町民の命を守るためさらなる取り組みを期待して、質問を終えたいと思います。ありがとうございました。